岩国市立玖珂小学校 いじめ防止基本方針

令和７年度

岩国市立玖珂小学校

１　学校いじめ防止等に係る基本方針

「いじめは絶対に許されない」「どの児童にもどの学校にも起こりうる」との強い認識の下，全教職員と家庭・地域と関係機関が連携して，下記の方針に基づき，いじめ防止に努める。

（１）いじめの未然防止

全ての児童をいじめに向かわせないために，「未然防止」の取組が極めて重要であり，道徳教育や人権教育，そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。

（２）いじめの早期発見

「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら，学校生活全般にわたって情報を収集し，早期発見に努める。

（３）いじめへの早期対応

一旦いじめであると認知された場合は，全教職員が解決に向け一丸となって適切・丁寧な指導・支援を行い，いじめが確実に解消するまで，粘り強く対応する。

（４）重大事態への対応

重大事態が発生した場合は，教育委員会を通じて市と連携を密にとりながら，いじめられている児童の立場に立って，毅然とした厳しい対応を行う。

（５）地域や家庭，関係機関との連携

情報を共有したり，児童の悩みや相談を受け止めたり，社会全体で児童を見守り健やかな成長を促すことができるように，連携・協働する体制を構築する。

２　いじめ対策組織

いじめ防止対策を組織的・総合的に行うために，「岩国市立玖珂小学校いじめ対策委員会」を設置する。

校内における「いじめ対策委員会」の位置づけ

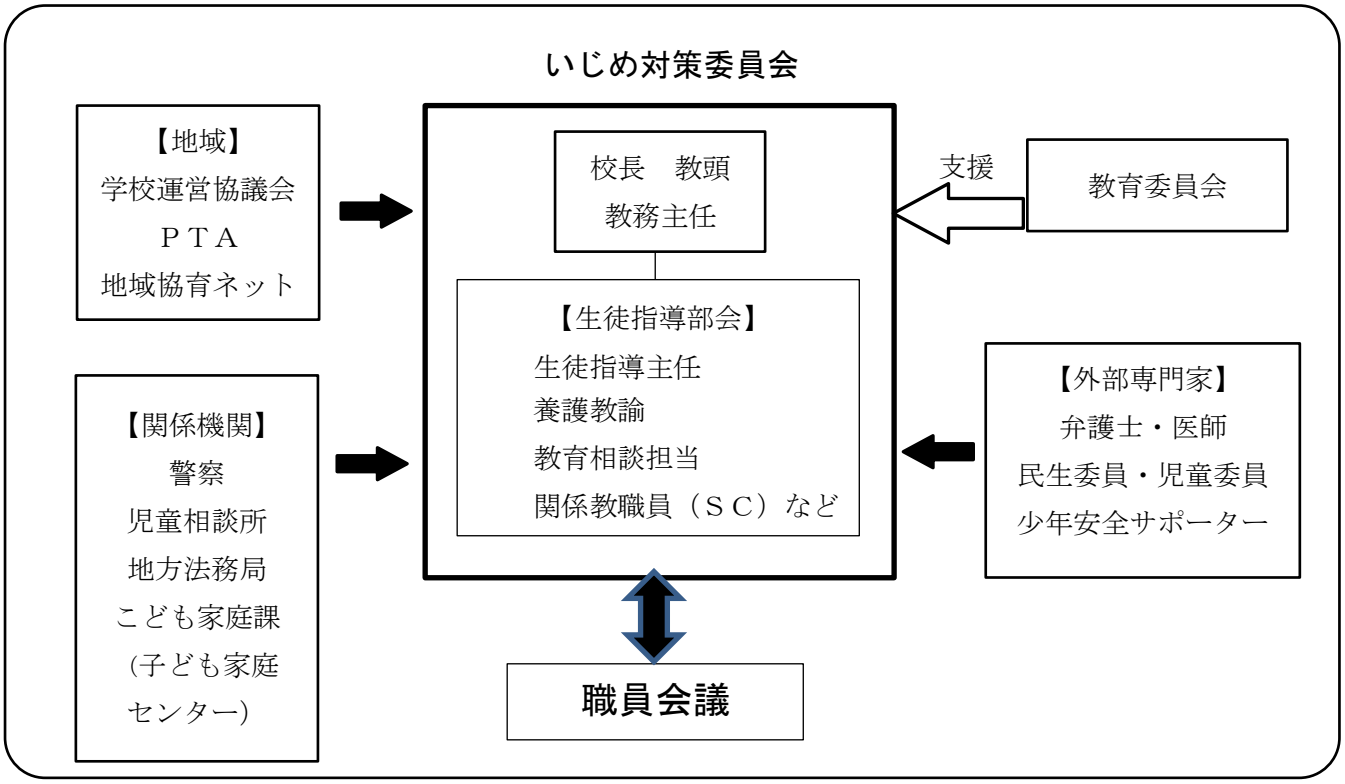

３　いじめとは何か

（１）いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　【いじめ防止対策推進法＜平成25年法律第71号＞第2条】

ア　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，けんかやふざけ合いであってもいじめられた児童の立場に立つことが必要である。

イ　「一定の人間関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級やクラブ活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童と何らかの人的関係を指す。

ウ　具体的ないじめの様態は，以下のようなものがある。

○　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
○　仲間はずれ，集団による無視をされる
○　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
○　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
○　金品をたかられる
○　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
○　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
○　スマホやタブレット等を使って，誹謗中傷や嫌なことをされる　等

（２）いじめの構造，特徴

ア　嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は，いじめる児童といじめられる児童は，入れ替わりながら被害も加害も経験している。繰り返されたり集中的に行われたりすると「暴力を伴ういじめ」同様，生命又は，身体に重大な危険を生じさせうる。

イ　いじめは「四層構造」となっている。

○　いじめを受けている児童から見れば，周りではやしたてる児童（観衆）も見て見ぬふりをする児童（傍観者）も「いじめている人」（加害者）に見える。
○　四層構造を念頭に置き，集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

４　いじめの未然防止

（１）生徒指導・教育相談の充実・強化

ア　いじめの問題を解消するために，開発的・予防的な生徒指導を推進する。

○　教職員のいじめ対応への資質能力の向上
・　校内研修会（事例研究，教育相談等）を積極的に実施する。（年間２回以上）
・　教職員自身が人権意識を高め，体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
・　全教員が誰も対応できるように、情報を迅速に共有し、日ごろから保護者や児童との関係づくりに努める。

○　生徒指導情報交換会（週に１回）・いじめ対策委員会の定期的開催
・　問題行動等の報告・対応にとらわれず，いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。（１ヶ月に１回程度）

○　教育相談体制の確立

・　すべての児童の能力を最大限に発揮できるように，開発的な援助の機能を重視する。

・　学校以外の相談窓口を児童・保護者へ周知する。

（法務局「子どもの人権１１０番」
やまぐち総合教育支援センター「２４時間子どもＳＯＳダイヤル」など）

○　児童との温かい人間関係の構築

・　給食時，休憩時間，清掃活動等，できるだけ児童とのふれあいの機会を増やし，児童の行動を観察すると同時に，何でも言える信頼関係をつくる。

○　児童の心の理解

・　生活アンケート，「Fit」等客観テスト等を通して，児童の心を理解するよう努める。

○　外部学校関係者による評価

・　学校運営協議会，PTA 理事会において，いじめ防止対策についての評価と検討をする。

○　中学校区の取組

・　玖珂中学校区でいじめについての共通認識をもつためにスローガンを設定し、小学校・中学校独自に「いじめ防止宣言」を作成することで児童の意識を高める。

（２）学校教育活動を通した取組

ア　児童の自主的・自発的な活動等を通して，他者の考え等を尊重しながら，自分の考えを発言し合える支持的風土を醸成する。

イ　魅力ある体験活動を通して，児童が自己肯定感や自己存在感を感じ，友達との絆を深め，学校における自分の居場所がもてるようにする。

ウ　児童の規範意識を醸成するため，「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接する」ことについて，重点的かつ具体的な取組を行う。

○　各教科・総合的な学習の時間

・　授業の中で児童の考えや意見を引き出し，それらを大切にしていく授業づくりを行い児童にとって「わかる授業，できる授業」を展開する。

・　認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりを行う。

○　道徳

・　学校や学級の実態に即した題材を選び，「いじめ防止」に関わる授業を計画的に実施する。

・　道徳の授業を通して，「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度を育成する。

・　いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ，「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についての内容を重視する。

○　特別活動等

・　学級活動をはじめ，学校行事，児童会活動及びクラブ活動において，児童がいじめの防止について主体的に取り組めるような場を設定する。

・　他者との協力の大切さを感じ，成し遂げる喜び等の体験を通じて，自分とは違った他者の価値を認める集団規範を醸成する。

５　いじめの早期発見

（１）早期発見に係る体制

ア　いじめは，外から見えにくいことが多い。全教職員・保護者・地域が連携・協力していじめを発見する体制を作る。

○　学級担任だけでなく，生徒指導主任，学年主任，保健主任，養護教諭，学校事務職員，スクールカウンセラー（ＳＣ）等，全ての教職員が情報を共有する機会を持ち，日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。

イ　学校評価，授業評価，短い間隔で実施する生活アンケート等により，児童，保護者等の実情を把握し，日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。

ウ　保護者や地域と接する機会を多く持ち，児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め，すべての教職員で情報を共有する。

（２）いじめの早期発見に向けた具体的な取組

ア　児童や保護者・地域等に，全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった，毅然とした姿勢を日頃から示しておく。

イ　児童との信頼関係を深め，早期に発見できる仕組みを作る。

○　１日の時程表を見直すなどして，児童とのふれあいの時間を確保する。

○　日常の行動観察や日記等により，内面の変化をとらえる。

○　日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。

○　平素から，児童に寄り添い，些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛ける。

・　短い間隔での「学校生活アンケート」（原則として毎週火曜日）やそれをもとにした個別相談を実施する。

・　教育相談は別室で行い，他の児童のことを気にすることなく，落ち着いた雰囲気で相談できるように努める。

ウ　保護者・地域との信頼関係を深め，気軽に相談できる雰囲気を作る。

○　年間2回（6月・10月）に保護者全員に対して，いじめアンケート調査を実施する。

○　学期末の個人懇談時に，いじめについての内容を取り上げる。

６　いじめへの早期対応

（１）校内指導体制の確立

ア　いじめを発見したら，迅速・的確に，全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進する。

○　事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合，日常の行動観察や聴き取り等により，状況等の詳細を正確に確認する。

○　対応の協議…「いじめ対策委員会」（場合により，職員会議）を開き，協議する。

・　いじめられている児童への対応　（信頼関係にある教職員が担当）

・　いじめている児童への対応　（生徒指導主任等を中心に複数が担当）

・　周囲の児童［観衆・傍観者］への対応　（該当学年教員等が担当）

・　いじめられている児童の保護者への対応　（学級担任が主，必要に応じて，管理職等複数で担当）

・　いじめている児童の保護者への対応　（管理職・生徒指導主任等の複数が担当）

・　ＰＴＡ等への働きかけ　（校長・教頭が担当）

・　教育委員会，関係諸機関との連携　（校長・教頭・生徒指導主任が担当）

（２）迅速・的確かつ誠意ある組織的な対応

ア　いじめられている児童（被害児童）への対応

○　「絶対に守り通す」との姿勢を示し，全教職員で支え・守る。

○　本人の要望等を聴き取りながら，学校生活の様々な場面で，自信を回復させ，精神を安定させていくことに努める。

イ　いじめている児童（加害児童）への指導

○　当事者と周りの児童から詳しく事情を聴き，実態をできる限り正確に把握する。

○　自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ，内省を促す。

○　叱責や注意ばかりでなく，なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても，本人の話に十分耳を傾け，心情をくみとる。

ウ　周りの児童（観衆・傍観者）への指導

○　もし，いじめを見たら，制止するか，それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で，いじめを報告してきた児童があれば，その勇気と態度を称賛し，その後，これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように，秘密を厳守する。

エ　いじめのアフターケア

○　一旦「いじめがなくなった」ように見えても，さらに偽装化し，陰湿化していじめが継続している場合もあるため，関係児童の事後の様子を継続的に注視し，精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添った対応を行う。

○　いじめている児童に対しては，毅然とした態度で指導すると同時に，いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を行う。

オ　外部関係機関の活用

○　必要に応じて，警察，弁護士，ＳＣやスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、心の教育支援員、不登校アドバイザー等の専門家を加え，対応を進める。

○　特に，いじめの行為に至った背景に，保護者の身体的虐待や養育放棄，経済的問題等が起因する場合は，生活の基盤の立て直しに向けたＳＳＷによる保護者等への個別支援について，積極的な活用を図る。

（３）スマートホンやタブレットを利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

ア　インターネット上の掲示板，チャット，コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷，他人批判，他者の個人情報の流出等のネットいじめについても，同様に対応する。

イ　いじめられている児童等からの申し出があったら，実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。

ウ　ネットアドバイザーや少年安全サポーター，岩国警察署など関係機関等の指導・助言，相談等を得て，書き込みを消去するなど速やかに対応し，被害の拡大を最小限に抑える。

エ　５年生、６年生を対象に「情報モラル教室」を実施し、インターネットを利用する上でのルールやマナーを教える。

７　いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも以下の２つの要件が満たされている必要がある。

（１）いじめに係る行為が止んでいること

ア　いじめを受けた児童に対する，心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が，少なくとも３ヶ月継続して止んでいる状態である。

イ　教職員は，３ヶ月が経過するまでは，児童の様子を含め状況を注視する。

ウ　３カ月が経過した後も、継続して児童の様子を含め状況を注視する。

（２）いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

ア　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態である。

イ　心身の苦痛を感じていないかどうかについては，いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し，面談等により確認する。

８　重大事態への対応

（１）重大事態の判断について

ア　「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば，

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合　　などのケースが想定される。

（２）　重大事態への対応

ア　重大事態が発生した場合は，教育委員会を通じて市長へ，報告する。

イ　いじめられている児童の立場に立って，いじめから守り通すため，保護者と十分に連携を図り，必要があれば児童への加配教員配置など弾力的対応を検討する。

ウ　いじめられている児童を守るため，保護者の理解を十分得ながら，教育的配慮の下に毅然とした厳しい対応をする。

エ　保護者とも十分に話し合いを重ね，理解・協力を得ながら，教育委員会とも協議をし，適切に関係機関との連携を図りながら誠意を持って対応する。

（３）　調査委員会の設置

ア　学校の設置者又はその設置する学校が，重大事態であると判断したときは直ちに学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。学校の設置者は学校に対し適切な支援を行い，場合によっては学校の設置者において調査を実施する。

イ　学校の設置者又はその設置する学校は，事前に県教委が委嘱しているＦＲ（ファミリー・リレイションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として，調査を実施することができる。

ウ　調査は，事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して，当該事案への対応や今後の再発防止に資することを目的とする。

エ　学校の設置者又は学校は，いじめを受けた児童やその保護者に対して，調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

オ　地方公共団体の長等は，重大事態の報告を受けた後，必要があれば調査組織を設置して，学校の設置者又は学校による調査の結果について調査を行うことができる。その結果は議会に報告する。

（４）　自殺の背景調査について

ア　児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については，「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。

イ　遺族の心情に寄り添い，要望や意見等を十分に聴き取りながら，知り得た情報等を丁寧に提供していく。

ウ　遺族がより詳しい調査を望む場合，学校の設置者又はその設置する学校は，必要に応じて，公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。

エ　その際，事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健社福祉士）を構成員として，調査等を実施する。

（５）　再調査について

重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は，当該重大事態と同種の事態の発生防止のために，必要があると認めるときには，調査の結果について調査（以下再調査）することができる。調査にあたる委員は，当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者でない者（第三者）を選考し，再調査を行う機関は首長部局に設置することとする。

また，市長及び教育委員会は，再調査の結果を踏まえ，その権限及び責任において，当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態の発生の防止のため，必要な措置を講ずるものとする。

（６）　留意すべき事項

ア　専門家等による調査を実施する際には，学校は，調査委員会等に積極的に資料提供する。

イ　アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して，協力し，真摯に向き合っていく。

ウ　児童や保護者等の心のケアを最優先としながら，安心・安全な学校生活を取り戻し，学校機能の回復に努める。

９　地域や家庭，関係機関との連携

（１）　学校と家庭・地域社会との緊密な連携のもとに，協働して解決を図る。

ア　保護者，PTA との連携

○　日頃からいじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し，いじめに対する認識を深め，協働して取り組む。（学校だより<月１回>学年だより<月１回>個人

懇談会〈年２回〉　HP〈月１回以上〉　生徒指導だより）

イ　地域社会との連携

○　日頃の学級・学校での生活の状況等について，家庭・地域社会に定期的に提供する．（学校だより〈月１回〉　HP〈月１回以上〉）

○　玖珂中学校区地域協育ネット（くらかけネット），玖珂小学校学校運営協議会の会議において，いじめの問題の解決に向けて情報発信し，地域ぐるみで取り組むようにする。

（２）　関係機関等との積極的な情報共有と行動連携を図る。

ア　日頃から地域の相談窓口（教育相談員，教育相談支援員，家庭教育支援員等）や関係機関（市警察署，岩国西幹部交番，玖珂交番，少年安全サポーター，市教委青少年課，市教委玖珂支所等）とも情報の共有を図り，学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

イ　より高い専門性が必要な場合は，積極的にＳＣやＳＳＷを活用する。

○　特に，いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や，保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合などは，ＳＳＷを活用した支援を行う。